

# 平成30年度 南丹市立 幼稚園入園のしおり (教育施設利用の案内)

平成29年10月 南丹市子育て支援課

## はじめに



幼稚園とは、3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育施設です。親の就労等の状況に関係なく、利用することができます。

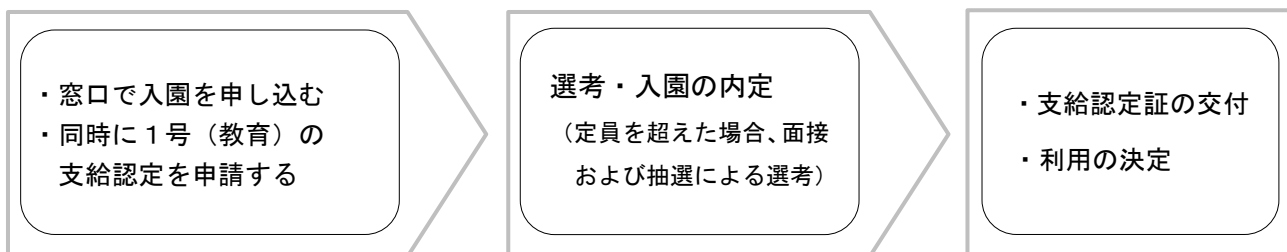
南丹市内には、公立2園（南丹市立園部幼稚園、南丹市立八木中央幼稚園）、私立1園（学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園）が設置されています。



このしおりは、公立2園の入園の申し込みについてご案内するものです。聖家族幼稚園への入園を希望される方は、直接園にお問い合わせください。



## 1. 南丹市立幼稚園の入園手続きの流れ



### ■支給認定とは

幼稚園を利用するには、「子ども・子育て支援新制度」において、子どものための教育・保育給付にかかる「認定」を受けていただく必要があります。保護者が教育・保育のどちらを希望されるのか、子どもの年齢によって3つの区分に認定されます。（新制度に移行していない聖家族幼稚園は対象外です。）

認定区分	説明	利用先
1号認定	子どもが3～5歳で、教育を希望	幼稚園
2号認定	子どもが3～5歳で、保護者の就労等保育を必要とする理由がある	保育所
3号認定	子どもが0～2歳で、保護者の就労等保育を必要とする理由がある	保育所

※ 南丹市内には認定こども園の設置はありません。

## 2. 平成30年度の募集人数について

施設名 ：所在地	受入対象児の年齢	新規募集 人数
園部幼稚園 ：園部町小桜町44番地	5歳児（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）	15名
	4歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ）	15名
	3歳児（平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ）	50名
八木中央幼稚園 （八木中央幼児学園 短時部） ：八木町西田河原條42番地	5歳児（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）	10名
	4歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ）	15名
	3歳児（平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ）	20名

## 3. 申し込み方法について

### ■申込受付期間

#### （1）一斉申込期間について

次年度の入園の受付を開始するのが、この「一斉申込期間」です。入園を希望される方は、この期間内にお申し込みください。

**受付期間** 平成29年11月1日（水）～11月22日（水） ※土・日・祝日は除く

**受付場所** 各幼稚園、子育て支援課および各支所市民生活課

**受付時間** 幼稚園及び市役所の開園、開庁時間内をお願いします。

#### （2）一斉申込期間後の受付について

定員に空きがあれば、いつでも入園の申し込みができますので、子育て支援課までご相談ください。

### ■利用申込に必要な書類

次の書類を提出してください。書類の様式は、各受付場所で備え付けているほか、南丹市役所ホームページからも印刷が可能です。子ども一人につき、一部必要になります。

支給認定申請書

南丹市立幼稚園利用申込書

## 4. 幼稚園利用料について

保護者の市町村民税所得割額を基に算定されます。4～7月分は前年度の税情報、9～3月分は当年の税情報を参照します。8月分は夏季休業期間のため利用料は発生しません。

### ■南丹市立幼稚園の利用料一覧（平成29年10月現在）

階層区分		月額利用料	適用される減免制度
A	生活保護世帯	0円	—
B	市民税非課税世帯	0円	
C1	市民税所得割が非課税世帯	2,300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最年長の子どもから順（※1）に、2人目は0円。</li> <li>• ひとり親世帯等（※2）は、1人目から0円。</li> </ul>
C2	市民税所得割額が8,001円未満	2,300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最年長の子どもから順に、3人目以降は0円。</li> </ul>
C3	市民税所得割の額が10,001円未満	3,000円	
D1	市民税所得割の額が77,101円未満	7,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は0円。</li> <li>• ひとり親世帯等は、1人目は3,000円、2人目以降は0円。</li> </ul>
D2	市民税所得割の額が211,201円未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 18歳になるまでの範囲で、最年長の子どもから順に、3人目以降は0円。</li> </ul>
D3	市民税所得割の額が211,201円以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学校3年生以下の範囲で、最年長の子どもから順に、3人目以降は0円。</li> </ul>

※1 数える子どもの順…保護者と生計を一にしている子どもを数えます。必ずしも同居を必要とはしていません。

※2 ひとり親世帯等…母子・父子の世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯を指します。

### ■給食費について

八木中央幼児学園では、給食を行っています。月額3,500円です。※給食費は減免対象外。

### ■一時休園する場合について

その月に一度も登園しない場合、利用料は発生しません。休園する月までに、園に申し出て休園届を提出してください。1日でも登園すると、全額の利用料が発生しますのでご了承ください。

## ■利用料の算定に必要な書類

下記に当てはまる方は、指定の書類を提出してください（写しでも可）。

平成29年1月1日現在、南丹市外に住民票がある方

→平成29年度市町村民税課税証明書もしくは非課税証明書

※平成29年1月1日時点で住民票のあった市町村で発行してもらってください。

※父・母とも提出が必要です。なお、父母の他に子どもを扶養している場合には、その方の分も必要となります。扶養に入っている方については、課税証明書は不要です。

在宅障がい児（者）の居る世帯

→身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書の写し

生活保護受給中の方

→生活保護受給証明書

## 5. 利用料の納付方法について

納付書（市出納課・各支所・各金融機関・コンビニエンスストアで使用可）もしくは、口座振替（京都銀行・京都信用金庫・JA・ゆうちょ銀行・りそな銀行）でお支払いできます。

利用料は必ず納期限内に納付してください。滞納されると、登園の停止または退園を命ずる場合があります（南丹市立幼稚園保育料条例施行規則第6条）。

## 6. 預かり保育（幼稚園型一時預かり事業）について

在籍園児を対象とした預かり保育を各園で実施しています。午後5時までの利用が可能で、別途料金が必要です。預かり保育の内容は、各幼稚園で定められていますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

預かり保育利用料 1回あたり200円（平成29年10月現在）

問い合わせ先	
南丹市 子育て支援課	TEL0771-68-0017
園部幼稚園	TEL0771-68-0083
八木中央幼稚園 (八木中央幼児学園 短時部)	TEL0771-42-5189